

2014 年 1 月 2 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—財政・税務政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 296 号 ）

国家税務総局、 持分譲渡の特殊性税務処理で新規定 傘下化に係る税務手続の迅速化に期待

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家税務総局は、2013 年 12 月 12 日付で『非居住者企業による持分譲渡における特殊性税務処理の適用に関連する問題についての公告』（国家税務総局公告 2013 年第 72 号、以下『72 号公告』という）を公布しました。国外企業（非居住者企業）による国内出資企業持分の譲渡における特殊性税務処理の適用について、省級税務機関による認可手続を廃止することを明らかにしました。これにより、国外親会社から投資性公司への出資企業持分の譲渡（いわゆる「傘下化」）等の企業再編活動において、税務手続が迅速化するものと期待されます。

□ 特殊性税務処理の認可規定を廃止

企業再編時の税務処理の枠組みについて、財政部と国家税務総局は 2009 年 4 月、『企業再編業務の企業所得税処理における若干問題に関する通達』（財税[2009]59 号、以下『59 号通達』という）を公布。企業は一定の条件を満たすことで、課税基礎を簿価とする特殊性税務処理の適用を受けることができると規定しました。さらに、国家税務総局は 2009 年 12 月、『非居住者企業の持分譲渡所得

に係る企業所得税管理の強化に関する通達』（国税函[2009]698 号、以下『698 号通達』という）を公布し、国外企業の持分譲渡所得に関する税務手続も明確化しました。

特殊性税務処理の適用を受けるためには、『59 号通達』第 5 条の基本条件（上囲み参照）をすべて満

特殊性税務処理適用の基本条件

- ① 合理的な商業目的を有し、かつ税金納付の減少、免除もしくは遅延を主要目的としないこと
- ② 買収、合併もしくは分割される一部の資産もしくは持分の比率が、『59 号通達』（第 6 条）の規定する比率に合致していること（持分買収の場合、買収先企業の持分全体の 75%以上）
- ③ 企業再編後の連続 12 カ月において、再編資産のもとの実質的な経営活動が変更されないこと
- ④ 再編取引の対価における持分支払額が『59 号通達』（第 6 条）の規定する比率に合致していること（持分買収の場合、支払総額の 85%以上）
- ⑤ 企業再編で持分支払を取得したもとの主要株主が、再編後の連続 12 カ月において、取得した持分を譲渡しないこと
（『59 号通達』第 5 条）

たす必要があります。クロスボーダーの取引となる場合は、第7条が規定する追加要件（下囲み参照）のいずれか1つをも満たさなければなりません。このうち、日本の親会社から香港の100%出資子会社への持分譲渡は第7条(1)に、日本の親会社から中国国内の投資性公司への持分譲渡（いわゆる「傘下化」）は第7条(2)に該当します。その上で、第6条（本稿7、8ページに日本語仮訳）が列挙する取引状況に基づいて税務処理を行います。特殊性税務処理では、取引を簿価に基づいて確定することから譲渡益が発生せず、実質的に企業所得税の課税がなされないことになります。

一方で、特殊性税務処理は
税収機会の減少につながる
ことから、一部の税務機関は
その適用に消極的で、譲渡さ
れる企業に未配当利益が存
在するだけで合理的な商業
目的を有していないとみな
されるケースもあったよう
です。特殊性税務処理が適用
されなければ時価取引とな
り、譲渡益に課税されること
から、結果的に企業による傘
下化等の再編活動が阻害さ
れる形となっていました。

今回公布された『72号公
告』は、国外企業による持分譲渡行為が『59号通達』第7条(1)、(2)の状況に該当する場合に適用され
ます（第1条）。これらの状況における特殊性税務処理適用の認可取得を定めた『698号通達』第9条¹を
廃止。主管税務機関には届出受理後、30営業日以内に調査確認を完了させ、省級税務機関に意見を提出
するよう求めており、税務処理の意図的な先延ばしを防止するとともに、手続の迅速化を図る狙いがある
とみられます。

□ 届出は工商登記後30日以内に

『72号公告』によると、国外企業に
よる持分譲渡において特殊性税務処理
の適用を受ける場合、持分譲渡契約が
発効し、かつ工商変更登記手続を完了
させた後、30日以内に届出を行わなけ
ればなりません（第2条）。第7条(1)

『59号通達』第7条

企業に中国国内と国外（香港、マカオ、台湾を含む）の間における持分および資産買収取引が発生する場合、本通達第5条が規定する条件に合致するほか、同時に以下のいずれかの条件にも合致して、はじめて特殊性税務処理規定を選択適用することができる。

- (1) 非居住者企業がその100%直接支配している他の非居住者企業に、その保有している居住者企業の持分を譲渡し、それによって今後の持分譲渡に係わる企業所得税の源泉徴収負担が変化せず、かつ譲渡側の非居住者企業が主管税務機関に対して所有する譲受側の非居住者企業の持分を3年以内（3年を含む）に譲渡しない旨を書面で制約した場合。
- (2) 非居住者企業が100%直接支配している居住者企業に、その保有している他の居住者企業の持分を譲渡した場合。
- (3) 居住者企業が保有する資産もしくは持分を用いて、その100%直接支配する非居住者企業に対して投資を行った場合。
- (4) 財政部、国家税務総局が認可するその他の状況。

持分譲渡の特殊性税務処理適用に係る届出資料

- ✓ 『非居住者企業による持分譲渡における特殊性税務処理適用に係る届出表』
- ✓ 持分譲渡の状況説明（商業目的、特殊性税務処理条件に合致することの証明、譲渡前後の会社持分構造図等を含む）
- ✓ 持分譲渡業務契約（外国語の場合は要翻訳）
- ✓ 関連当局による持分変更の認可に係る証明資料
- ✓ 持分譲渡時の譲渡される企業の未分配利潤に関連する資料 等

（『72号公告』第3条）

¹ 「非居住者企業が取得する持分譲渡所得は、財税[2009]59号文書が規定する特殊性再編条件に合致し、合わせて特殊性税務処理を選択する場合、主管税務機関に書面の届出資料を提出し、それが特殊性再編規定の条件に合致していることを証明し、合わせて省級税務機関の認可を経なければならない」

に該当する場合は譲渡側が譲渡される企業の所在地の所得税主管税務機関に、第7条(2)に該当する場合は譲受側がその所在地の所得税主管税務機関に、それぞれ届出を行います(同上)。

届出後の流れは以下のとおりです。届出が第7条(1)に該当する場合、主管税務機関は30営業日以内に届出事項の調査・確認を済ませ、省級税務機関に届出書類と処理意見を提出します(第5条)。第7条(2)に該当する場合で、譲受側および譲渡される企業が同一の省にあり、かつ同じ税務機関の管轄下にある場合、同じく第5条に基づいて処理し、譲受側の企業および譲渡される企業が同一の省にない、または別の税務機関の管轄下にある場合、譲受側所在地の省税務機関は主管税務機関の意見を受け取ってから30日以内に、譲渡される企業の所在地の省税務機関に『非居民企業による持分譲渡における特殊性税務処理適用に係る通知書』を送送します(第6条)。

主管税務機関の調査・確認により持分譲渡が租税回避行為と認定された場合、または届出内容が特殊性税務処理適用の条件に合致しない場合は、一般性税務処理が適用されます(第5条、第7条)。なお、中国と租税協定を結ぶ国・地域に企業の所有権を移転して税負担軽減を図る行為を防止するため、譲渡側と譲受側が異なる国・地域にある場合、譲渡される企業の未配当利益を譲渡後に配当する時は、租税協定の優遇税率を適用しないとしています(第8条)。

*

『72号公告』は、公布日より施行されています。その詳細については、4ページからの日本語仮訳および9ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性やいは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

国家税務総局
公告 2013 年第 72 号
非居住者企業による持分譲渡における特殊性税務処理の適用に
関連する問題についての公告

非居住者企業による持分譲渡に特殊性税務処理を適用する管理を規範化および強化するため、『中華人民共和国企業所得税法』およびその实施条例、『財政部・国家税務総局による企業再編業務の企業所得税処理における若干問題に関する通達』（財税[2009]59号、以下『通達』という）の関連規定に基づき、ここに関連問題について以下のように公告する。

- 1、本公告がいう持分譲渡とは、非居住者企業に『通達』第7条第(1)、(2)項が規定する状況が発生した場合を指し、このうち『通達』第7条第(1)項が規定する状況には、国外企業の分割、合併により中国居住者企業の持分が譲渡された状況を含む。
- 2、非居住者企業による持分譲渡で特殊性税務処理を選択する場合、持分譲渡契約もしくは協議が発効し、かつ工商変更登記手続を完成させた30日以内に届出を行わなければならない。『通達』第7条第(1)項の状況に属する場合、譲渡側が譲渡される企業の所在地の所得税主管税務機関に届出する。『通達』第7条第(2)項企業に属する場合、譲受側がその所在地の所得税主管税務機関に届出する。

持分譲渡側もしくは譲受側は、代理人に委託して届出事項を行うことができる。代理人は、届出事項を代理で行うとき、主管税務機関に届出人の書面授權委託書を提出しなければならない。

- 3、持分譲渡側、譲受側もしくはその授權代理人（以下「届出人」という）は、届出を行うとき、以下の資料を記入しなければならない。
 - (1) 『非居住者企業による持分譲渡における特殊性税務処理適用に係る届出表』（付属文書1を参照）。
 - (2) 持分譲渡業務の総体状況説明は、持分譲渡の商業目的、持分譲渡が特殊性税務処理条件に合致することの証明、持分譲渡前後の会社持分構造図等の資料を含まなければならない。
 - (3) 持分譲渡業務契約もしくは協議（外国語文書の場合、同時に中国語訳文を添付すること）。
 - (4) 工商等の関連部門による企業持分変更事項認可に係る証明資料。
 - (5) 持分譲渡時までの、譲渡される企業の過去の未分配利潤に係る資料。
 - (6) 税務機関が要求するその他の資料。

以上の資料をすでに主管税務機関に送付している場合、届出人は再び重複して送付しなくてもよい。このうちコピー文書を税務機関に提出している資料について、届出人はコピー文書に「本コピー文書は原文と一致」の文字を記入し、合わせて署名した後、届出人の印章を捺印しなければならない。中国語訳文を送付する場合、中国語訳文に「本訳文は原文の表現内容と一致」の文字を記入し、合わせて署名した後、届出人の印章を捺印しなければならない。

- 4、 主管税務機関は、規定に基づき届出を受理し、資料が揃っている場合、その場で『非居住者企業による持分譲渡における特殊性税務処理適用に係る届出表』に署名捺印し、合わせて1部を届出人に返却する。資料が揃っていない場合、受理せず、合わせて届出人に補充・訂正すべき事項を通知する。
- 5、 非居住者企業による持分譲渡の発生が『通達』第7条第(1)項の状況に属する場合、主管税務機関は受理の日から30営業日以内に届出事項について調査確認を行い、処理意見を提出し、合わせてすべての届出資料および処理意見を省（自治区、直轄市および計画単列市を含む、以下同）の税務機関に報告しなければならない。

税務機関は、調査確認するとき、この種の持分譲渡の状況が今後の当該持分譲渡所得の源泉徴収税負担に変化をもたらすことを発見した場合、譲渡側が持分を、徴税する国家もしくは地域から徴税しない、または低税率の国家もしくは地域へと譲渡することを含めて、特殊性税務処理を適用してはならない。

- 6、 非居住者企業による持分譲渡の発生が『通達』第7条第(2)項の状況に属する場合、以下の2種類の状況に区分して処理を行わなければならない。
 - (1) 譲受側および譲渡される企業が同一の省にあり、かつ同じ国税機関もしくは地税機関の管轄に属する場合、本公告第5条の規定に基づき執行する。
 - (2) 譲受側および譲渡される企業が同一の省にない、または別の国税機関および地税機関が管轄している場合、譲受側所在地の省税務機関は主管税務機関の意見を受け取った後30日以内に、譲渡される企業の所在地の省税務機関に『非居住者企業による持分譲渡における特殊性税務処理適用に係る通知書』（付属文書2を参照）を送送しなければならない。
- 7、 非居住者企業による持分譲渡で特殊性税務処理の届出を行わない、または届出後に調査確認を経て条件に合致しない場合、一般性税務処理の規定を適用し、関連規定に基づき企業所得税を納付しなければならない。

- 8、 非居住者企業による持分譲渡の発生が『通達』第7条第(1)項の状況に属し、かつ特殊性税務処理

を選択する場合で、譲渡側および譲受側が同一の国家もしくは地域にない場合、譲渡される企業の持分譲渡前の未配当利潤を譲渡後に譲受側に配当するとき、譲受側所在国家（地域）が中国と締結した税収協定（税収取決めを含む）の配当減税優遇待遇を享受せず、合わせて譲渡される企業が税法の関連規定に基づき企業所得税を源泉徴収納付し、その所在地の所得税主管税務機関で申告納付する。

- 9、省税務機関は、管轄内の非居住者企業による持分譲渡における特殊性税務処理適用の管理業務を適切に遂行し、年度終了後 30 日以内に国家税務総局に『非居住者企業による持分譲渡における特殊性税務処理適用状況統計表』（付属文書 3 を参照）を送付しなければならない。
- 10、本公告は、発布の日より施行する。本公告実施前に発生した非居住者企業による持分譲渡における特殊性税務処理適用事項がなお未処理の場合、本公告の規定に基づき手続を行う。『国家税務総局による非居住者企業の持分譲渡所得に係る企業所得税管理の強化に関する通達』（国税函〔2009〕698 号）第 9 条は同時に廃止する。

特にここに公告する。

- 付属文書：1. 非居住者企業による持分譲渡における特殊性税務処理適用に係る届出表〔略〕
2. 非居住者企業による持分譲渡における特殊性税務処理適用に係る通知書〔略〕
3. 非居住者企業による持分譲渡における特殊性税務処理適用状況統計表〔略〕

国家税務総局
2013 年 12 月 12 日

転送：各省、自治区、直轄市および計画単列市の国家税務局、地方税務局

(日本語仮訳) 抜粋

財政部、国家税務総局

財税[2009]59号

企業再編業務の企業所得税処理における若干問題に関する通達

六、企業再編が本通達第5条の規定する条件に合致する場合、取引各方のその取引における持分支払部分は、以下の規定に基づき特殊性税務処理を行うことができる。

- (1) 企業の債務再編で確認した課税所得額が当該企業の当該年度の課税所得額の50%以上を占める場合、5納税年度の期間内に、各年度の課税所得額に均等して計上することができる。

企業に発生した債権の持分転換業務は、債務の清算および持分投資の2項目の業務に対して債務清算関連所得もしくは損失を一時的に確認せず、持分投資の課税基礎をもとの債権の課税基礎により確定することができる。企業のその他の所得税関連事項は保持して変えない。

- (2) 持分買収は、買収企業の購入する持分が買収先企業のすべての持分の75%を下回らず、かつ買収企業による当該持分買収発生時の持分支払金額がその取引の支払総額の85%を下回らない場合、以下の規定に基づく処理を選択することができる。

1. 買収先企業の株主が取得する買収企業の持分の課税基礎は、買収される持分のもとの課税基礎により確定する。
2. 買収企業が取得する買収先企業の持分の課税基礎は、買収される持分のもとの課税基礎により確定する。
3. 買収企業、買収先企業のもとの各種資産および負債の課税基礎およびその他の所得税関連事項は保持して変えない。

- (3) 資産買収は、譲受企業の買収する資産が譲渡企業のすべての資産の75%を下回らず、かつ譲受企業による当該資産買収発生時の持分支払金額がその取引の支払総額の85%を下回らない場合、以下の規定に基づく処理を選択することができる。

1. 譲渡企業が取得する譲受企業の持分の課税基礎は、譲受資産のもとの課税基礎により確定する。
2. 譲受企業が取得する譲渡企業の資産の課税基礎は、譲受資産のもとの課税基礎に基づき確定する。

- (4) 企業合併は、企業株主が当該企業合併発生時に取得する持分支払金額がその取引の支払総額

の 85%を下回らず、および同一支配下で、かつ対価支払の必要がない企業合併の場合、以下の規定に基づく処理を選択することができる。

1. 合併企業が受け入れる合併先企業の資産および負債の課税基礎は、合併先企業のもとの課税基礎に基づき確定する。
2. 合併先企業の合併前の所得税関連事項は、合併企業に承継する。
3. 合併企業が補填できる合併先企業の欠損の限度額＝合併先企業の純資産の公正価値×合併業務発生の当該年度末の最長期間の国債利率。
4. 合併先企業の株主が取得する合併企業の持分の課税基礎は、それがもともとから保有する合併先企業の持分の課税基礎に基づき確定する。

(5) 企業分割は、被分割企業のすべての株主がもとの持分比率に基づき分割企業の持分を取得し、分割企業および被分割企業が共にもとの実質的な経営活動を変更せず、かつ被分割企業の株主が当該企業分割発生時に取得する持分支払金額がその取引の支払総額の 85%を下回らない場合、以下の規定に基づく処理を選択することができる。

1. 分割企業が受け入れる被分割企業の資産および負債の課税基礎は、被分割企業のもとの課税基礎に基づき確定する。
2. 被分割企業がすでに切り離した資産に相応する所得税事項は、分割企業が承継する。
3. 被分割企業の法定補填期間を超えない欠損額は、分割資産がすべての資産に占める比率に基づき配分し、分割企業が引き続き補填することができる。
4. 被分割企業の株主が取得する分割企業の持分（以下「新持分」という）は、もともとから保有する被分割企業の持分（以下「旧持分」という）の一部もしくはすべてを放棄する必要がある場合、「新持分」の課税基礎は放棄する「旧持分」の課税基礎により確定しなければならない。「旧持分」を放棄する必要がある場合、それが取得する「新持分」の課税基礎は以下の 2 種類の方法から選択し確定することができる。直接「新持分」の課税基礎をゼロと確定する、または被分割企業の切り離した純資産が被分割企業のすべての純資産総額に占める比率に基づき、まずもともと保有していた「旧持分」の課税基礎を減少させた後、減少した課税基礎を「新持分」に平均分配する。

(6) 再編取引の各方は、本条(1)から(5)項の規定に基づき、取引における持分支払に対して資産に関連する譲渡所得もしくは損失を一時的に確認しない場合、その非持分支払はなお、取引当期に相応する資産譲渡所得もしくは損失を確認し、合わせて相応する資産の課税基礎を調整しなければならない。

非持分支払に対応する資産譲渡所得もしくは損失＝（譲渡される資産の公正価値－譲渡される資産の課税基礎）×（非持分支払金額÷譲渡される資産の公正価値）

(中国語原文)

国家税务总局
公告 2013 年第 72 号
关于非居民企业股权转让适用特殊性税务处理有关问题的公告

为规范和加强非居民企业股权转让适用特殊性税务处理的管理，根据《中华人民共和国企业所得税法》及其实施条例、《财政部 国家税务总局关于企业重组业务企业所得税处理若干问题的通知》（财税〔2009〕59 号，以下简称《通知》）的有关规定，现就有关问题公告如下：

- 一、 本公告所称股权转让是指非居民企业发生《通知》第七条第（一）、（二）项规定的情形；其中《通知》第七条第（一）项规定的情形包括因境外企业分立、合并导致中国居民企业股权被转让的情形。
- 二、 非居民企业股权转让选择特殊性税务处理的，应于股权转让合同或协议生效且完成工商变更登记手续 30 日内进行备案。属于《通知》第七条第（一）项情形的，由转让方向被转让企业所在地所得税主管税务机关备案；属于《通知》第七条第（二）项情形的，由受让方向其所在地所得税主管税务机关备案。

股权转让方或受让方可以委托代理人办理备案事项；代理人在代为办理备案事项时，应向主管税务机关出具备案人的书面授权委托书。

三、 股权转让方、受让方或其授权代理人（以下简称备案人）办理备案时应填报以下资料：

- （一） 《非居民企业股权转让适用特殊性税务处理备案表》（见附件 1）；
- （二） 股权转让业务总体情况说明，应包括股权转让的商业目的、证明股权转让符合特殊性税务处理条件、股权转让前后的公司股权架构图等资料；
- （三） 股权转让业务合同或协议（外文文本的同时附送中文译本）；
- （四） 工商等相关部门核准企业股权变更事项证明资料；
- （五） 截至股权转让时，被转让企业历年的未分配利润资料；
- （六） 税务机关要求的其他材料。

以上资料已经向主管税务机关报送的，备案人可不再重复报送。其中以复印件向税务机关提交的资料，备案人应在复印件上注明“本复印件与原件一致”字样，并签字后加盖备案人印章；报送中文译本的，应在中文译本上注明“本译文与原文表述内容一致”字样，并签字后加盖备案人印章。

四、 主管税务机关应当按规定受理备案，资料齐全的，应当场在《非居民企业股权转让适用特殊性税务处理备案表》上签字盖章，并退 1 份给备案人；资料不齐全的，不予受理，并告知备案人各应补正

事项。

- 五、** 非居民企业发生股权转让属于《通知》第七条第（一）项情形的，主管税务机关应当自受理之日起 30 个工作日内就备案事项进行调查核实、提出处理意见，并将全部备案资料以及处理意见层报省（含自治区、直辖市和计划单列市，下同）税务机关。

税务机关在调查核实时，如发现此种股权转让情形造成以后该项股权转让所得预提税负担变化，包括转让方把股权由应征税的国家或地区转让到不征税或低税率的国家或地区，应不予适用特殊性税务处理。

- 六、** 非居民企业发生股权转让属于《通知》第七条第（二）项情形的，应区分以下两种情形予以处理：

- （一）受让方和被转让企业同一省且同属国税机关或地税机关管辖的，按照本公告第五条规定执行。
- （二）受让方和被转让企业不在同一省或分别由国税机关和地税机关管辖的，受让方所在地省税务机关收到主管税务机关意见后 30 日内，应向被转让企业所在地省税务机关发出《非居民企业股权转让适用特殊性税务处理告知函》（见附件 2）。

- 七、** 非居民企业股权转让未进行特殊性税务处理备案或备案后经调查核实不符合条件的，适用一般性税务处理规定，应按照有关规定缴纳企业所得税。

- 八、** 非居民企业发生股权转让属于《通知》第七条第（一）项情形且选择特殊性税务处理的，转让方和受让方不在同一国家或地区的，若被转让企业股权转让前的未分配利润在转让后分配给受让方的，不享受受让方所在国家（地区）与中国签订的税收协定（含税收安排）的股息减税优惠待遇，并由被转让企业按税法相关规定代扣代缴企业所得税，到其所在地所得税主管税务机关申报缴纳。

- 九、** 省税务机关应做好辖区内非居民企业股权转让适用特殊性税务处理的管理工作，于年度终了后 30 日内向国家税务总局报送《非居民企业股权转让适用特殊性税务处理情况统计表》（见附件 3）。

- 十、** 本公告自发布之日起施行。本公告实施之前发生的非居民企业股权转让适用特殊性税务处理事项尚未处理的，可依据本公告规定办理。《国家税务总局关于加强非居民企业股权转让所得企业所得税管理的通知》（国税函〔2009〕698 号）第九条同时废止。

特此公告。

附件：1. 非居民企业股权转让适用特殊性税务处理备案表

2. 非居民企业股权转让适用特殊性税务处理告知函〔略〕
3. 非居民企业股权转让适用特殊性税务处理情况统计表〔略〕

国家税务总局
2013 年 12 月 12 日

分送：各省、自治区、直辖市和计划单列市国家税务局、地方税务局。

附件 1

非居民企业股权转让适用特殊性税务处理备案表

备案人(盖章):

金额单位: 元

被转让企业	名称		地址		联系人	
	联系电话		所在地主管税务机关			
受让方	名称		地址		联系人	
	联系电话		所属国家(地区)或境内所在地主管税务机关			
转让方	名称		所属国家(地区)			
属于 59 号文第七条的情形			☐ 第(一)项 ☐ 第(二)项			
转让方持有的股份占被转让企业全部股份的比例%			受让方股权支付金额占交易支付总额的比例%			
股权转让交易支付总额			其中: 股权支付金额			
股权转让合同或协议生效时间			被转让企业工商登记变更日期			
谨声明: 本表所填报内容及所附证明材料真实、完整、准确。						
经办人: _____ 负责人签章: _____ 年 月 日						
受理人: _____ 主管税务机关公章 年 月 日						

填表说明:

- 1、受让方若为非居民企业的, 则在“所属国家(地区)或境内所在地主管税务机关”栏中填写所属国家(地区)名称, 若为居民企业的, 则填写境内所在地所得税主管税务机关名称。
- 2、股权交易金额按股权转让合同的币种填写, 备案人应在“属于 59 号文第七条的情形”对应栏中打“√”。
- 3、本表一式两份, 主管税务机关和备案人各留存一份。

(中国語原文) 抜粋

财政部国家税务总局
财税[2009]59 号
关于企业重组业务企业所得税处理若干问题的通知

六、 企业重组符合本通知第五条规定条件的，交易各方对其交易中的股权支付部分，可以按以下规定进行特殊性税务处理：

(一) 企业债务重组确认的应纳税所得额占该企业当年应纳税所得额 50%以上，可以在 5 个纳税年度的期间内，均匀计入各年度的应纳税所得额。

企业发生债权转股权业务，对债务清偿和股权投资两项业务暂不确认有关债务清偿所得或损失，股权投资的计税基础以原债权的计税基础确定。企业的其他相关所得税事项保持不变。

(二) 股权收购，收购企业购买的股权不低于被收购企业全部股权的 75%，且收购企业在该股权收购发生时的股权支付金额不低于其交易支付总额的 85%，可以选择按以下规定处理：

1. 被收购企业的股东取得收购企业股权的计税基础，以被收购股权的原有计税基础确定。
2. 收购企业取得被收购企业股权的计税基础，以被收购股权的原有计税基础确定。
3. 收购企业、被收购企业的原有各项资产和负债的计税基础和其他相关所得税事项保持不变。

(三) 资产收购，受让企业收购的资产不低于转让企业全部资产的 75%，且受让企业在该资产收购发生时的股权支付金额不低于其交易支付总额的 85%，可以选择按以下规定处理：

1. 转让企业取得受让企业股权的计税基础，以被转让资产的原有计税基础确定。
2. 受让企业取得转让企业资产的计税基础，以被转让资产的原有计税基础确定。

(四) 企业合并，企业股东在该企业合并发生时取得的股权支付金额不低于其交易支付总额的 85%，以及同一控制下且不需要支付对价的企业合并，可以选择按以下规定处理：

1. 合并企业接受被合并企业资产和负债的计税基础，以被合并企业的原有计税基础确定。
2. 被合并企业合并前的相关所得税事项由合并企业承继。
3. 可由合并企业弥补的被合并企业亏损的限额=被合并企业净资产公允价值×截至合并业务发生当年年末国家发行的最长期限的国债利率。
4. 被合并企业股东取得合并企业股权的计税基础，以其原持有的被合并企业股权的计税基础确定。

(五) 企业分立，被分立企业所有股东按原持股比例取得分立企业的股权，分立企业和被分立企业均不改变原来的实质经营活动，且被分立企业股东在该企业分立发生时取得的股权支付金额不低于其交易支付总额的 85%，可以选择按以下规定处理：

1. 分立企业接受被分立企业资产和负债的计税基础，以被分立企业的原有计税基础确定。
2. 被分立企业已分立出去资产相应的所得税事项由分立企业承继。
3. 被分立企业未超过法定弥补期限的亏损额可按分立资产占全部资产的比例进行分配，由分立企业继续弥补。
4. 被分立企业的股东取得分立企业的股权（以下简称“新股”），如需部分或全部放弃原持有的被分立企业的股权（以下简称“旧股”），“新股”的计税基础应以放弃“旧股”的计税基础确定。如不需放弃“旧股”，则其取得“新股”的计税基础可从以下两种方法中选择确定：直接将“新股”的计税基础确定为零；或者以被分立企业分立出去的净资产占被分立企业全部净资产的比例先调减原持有的“旧股”的计税基础，再将调减的计税基础平均分配到“新股”上。

(六) 重组交易各方按本条（一）至（五）项规定对交易中股权支付暂不确认有关资产的转让所得或损失的，其非股权支付仍应在交易当期确认相应的资产转让所得或损失，并调整相应资产的计税基础。

非股权支付对应的资产转让所得或损失 = （被转让资产的公允价值 - 被转让资产的计税基础）
× （非股权支付金额 ÷ 被转让资产的公允价值）